

= 地域づくりレインボープラン =

「地域福祉活動計画」策定にあたって

全国各地の傾向のように、大崎市においても、少子高齢化や人口減少社会が到来する一方、核家族化が進み、かつてのような伝統的な家庭での支えあい機能の弱体化や地域住民相互の社会的なつながりの希薄化により、助けあい意識の欠如など地域をとりまく環境も大きく変化しております。また、住民の価値観が多様化することを背景に、高齢者の引きこもりや認知症の問題、子育て家庭の孤立化、児童虐待、高齢者虐待、さらには障がいを持つ方の日常生活への適応困難など、様々な課題を抱え地域の中で孤立してしまうなど、社会問題として地域が直面する生活課題も複雑になってきています。

このような状況の中で、個人の努力だけでは解決できない問題も数多く発生し、また、従来の公的サービスでは対応しきれない問題も多く出てきています。公的サービスの活用は勿論のこと、地域住民がお互いに手を取りあって支えあい、助けあってゆく活動体制を整えなければなりません。大崎市社会福祉協議会も合併により広域化し、地域福祉課題も多様化してきました。したがって、広い視野と新しい観点から住民主体の地域福祉活動を展開するため、大崎市全域に及ぶ地域福祉活動の展望を示し、かつ具体的な活動の指針となるものが必要になってきます。

行政計画である大崎市地域福祉計画が策定され、平成20年度からスタートしていますが、この行政計画と整合性を図りながら、地域福祉活動の指針となる「地域福祉活動計画」を大崎市社会福祉協議会が多くの市民の皆様のご協力により策定いたしました。本計画の基本方針である「地域の絆と支えあい」に基づき「ひとびとの心ふれあう地域づくり」のための活動を展開して参ります。

平成21年5月

社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会

会長 森谷尚生

◇地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画は、誰もが住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、潜在化している多様なニーズを取り上げ、地域の自主的な福祉活動を支援するとともに、将来とも総合的に事業展開が図られる計画とし、行政機関・地域住民・民間組織・各種市民団体との協働のもと、それぞれの事業の展開を図るための基本となるもので、社会福祉協議会が作る計画を「地域福祉活動計画」といい、地域福祉の課題把握と具体的に活動に取り組む行動計画となります。



◇なぜ今地域福祉活動計画を作るのか

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、1市町村の区域内に1つ設置し、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると法律によって定められ、構成要件についても、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされています。また、事業として、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動に参加する住民への援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、助成等が定められています。

つまり、1つの市町村を単位とした地域福祉の推進や民間福祉活動の調整役は社会福祉協議会が担う役割となっています。更に、大崎市は、平成18年3月31日に旧古川市・旧松山町・旧三本木町・旧鹿島台町・旧岩出山町・旧鳴子町・旧田尻町の1市6町が合併して誕生した新しい市です。社会福祉協議会も同じ枠組みで合併をしました。そのため、新しい福祉のまちづくりの方向性と目標を、市民の立場から示していく必要があります。また、新しい福祉のまちづくりは、市民の様々な取り組みによって形作り、将来に向けて引き継いでいく必要があります。

こうした考えから、大崎市社会福祉協議会は、平成20年度において市民の皆さんとともに、地域福祉活動計画を策定いたします。

こうした考えから、大崎市社会福祉協議会は、平成20年度において市民の皆さんとともに、地域福祉活動計画を策定いたします。

